

# スタンダード市場への市場区分の変更について (上場会社向け説明資料)

株式会社東京証券取引所 上場推進部

2026年2月 ver.3.1



- 当取引所は、2025年3月1日から上場維持基準の経過措置を順次終了し、以後到来する基準日から本来の上場維持基準を適用しています。
- 本資料は、経過措置の終了を機に、**スタンダード市場への市場区分の変更を検討されるプライム市場・グロース市場の上場会社の皆様を対象**として、手続きの流れや審査基準の概要についてご案内するものです。
- なお、市場区分の変更審査を受ける場合には、原則、**申請の6か月前までを目途に以下の相談窓口までご一報**いただくようお願いしています。（5ページ参照）
- 相談窓口では、本資料の詳細についてのご説明のほか、**個別のご相談も隨時受け付けております**ので、ぜひご活用ください。

## 【相談窓口】

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/ipo-benefits/01.html>

株式会社東京証券取引所 上場推進部

ipo@jpx.co.jp

# INDEX

1. 市場区分の変更手続きの流れ

2. 審査基準

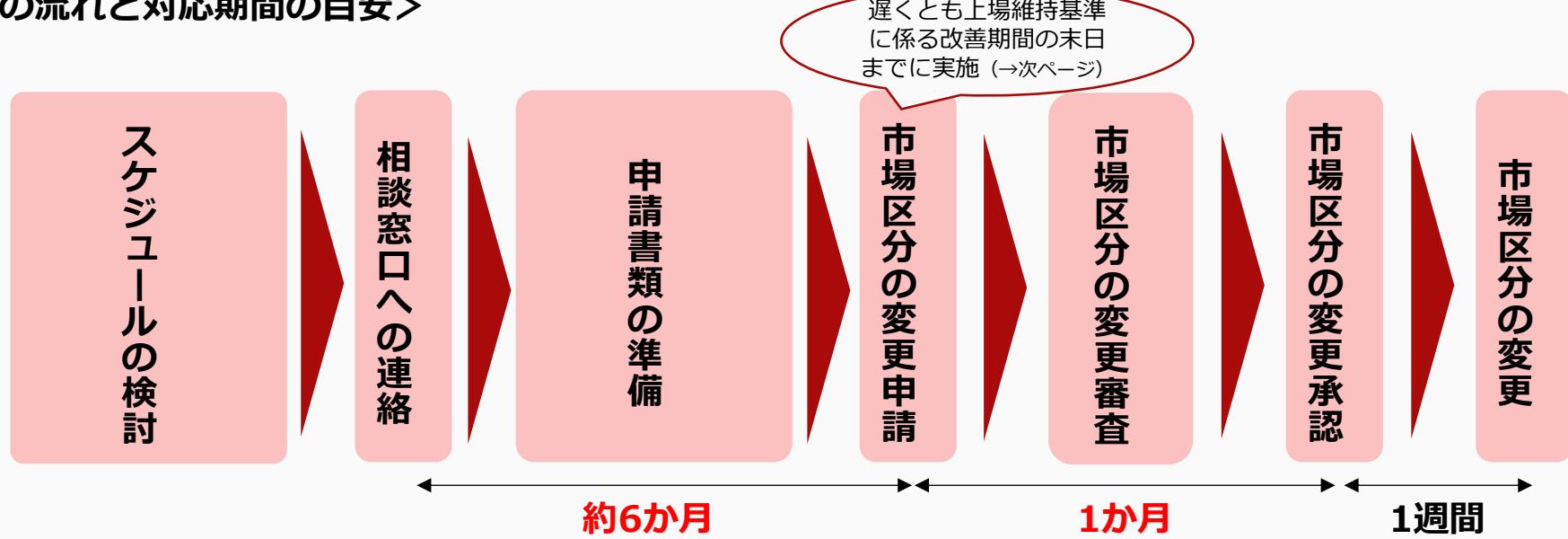
3. よくあるご質問

# 1. 市場区分の変更手続きの流れ

# 市場区分の変更手続きの一連の流れ（全体像）

- スタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたっては、当取引所が行う「**市場区分の変更審査**」を受け、**審査基準に適合する必要**があります。
- 市場区分の変更審査は、上場会社としての実績を勘案して実施しており、**主な確認対象を一部の審査基準に限った効率的な審査**とできる場合があります（16ページ参照）。
  - 相談窓口において、効率的な審査とすることが可能か確認を行いますので、**申請の6か月前まで**を目途にぜひ早めにご一報ください。
  - 効率的な審査が可能な場合、審査期間は原則として**1か月**です。ただし、**慎重に確認すべき事項**が発生した場合には、審査期間が延長となる可能性がありますので、ご留意ください。（一般的な審査を行う場合は2か月又は3か月です。詳細は相談窓口からご案内します。）

## ＜一連の流れと対応期間の目安＞



# ①スケジュールの検討・相談窓口への連絡

- まずは、上場維持基準に係る改善期間がいつまでかをご確認いただき、市場区分の変更審査に向けたスケジュール（いつから具体的な準備を始めるか、いつ審査の申請を行うかなど）をご検討ください。

- 市場区分の変更審査にあたっては、**申請書類作成・ヒアリング対応等に相応の社内リソースを割いていただくことが想定されます。たとえば決算対応の時期等を考慮のうえ、適切な準備期間・申請時期を設定いただくようお願いいたします。**
  - 遅くとも改善期間の末日までには、**市場区分の変更審査の申請を行っていただきますよう、お願いいたします。**
    - 市場区分の変更申請が行われていれば（※）、**改善期間が終了したとしても、監理銘柄（審査中）に指定のうえ、審査を継続します。**
- ※ 2025年7月の制度改正により、「予備申請」が行われていた場合も同様の取扱いとしています。  
(19ページ参照)

- **申請の6か月前まで**を目途に**相談窓口（上場推進部 [ipo@jpx.co.jp](mailto:ipo@jpx.co.jp)）**までご一報いただくようお願いいたします。（効率的な審査とすることが可能か、2週間後を目途にご回答します。）
- 相談窓口への連絡から申請までの約6か月間は、申請書類の準備に充てていただくことを想定した期間です。**申請書類の作成が早めに完了した場合には、その時点でご申請いただくことも可能です**ので、その際には改めてご相談ください。

## ②申請書類の準備

- 市場区分の変更申請を行うには、各種申請書類のご提出が必要です。
- 主な申請書類は下表のとおりです。詳細は、効率的な審査とすることが可能か相談窓口からご回答を差し上げる際に、ご案内します。

### <主な申請書類>

提出時期	申請書類	備考
事前確認時	<ul style="list-style-type: none"><li>反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（別添個人法人リスト）のドラフト</li></ul>	⇒エクセル形式で提出
申請受付日	<ul style="list-style-type: none"><li>提出書類一覧 ☆</li><li>市場区分の変更申請書 ☆</li><li>市場区分の変更申請決議に係る取締役会議事録の写し</li><li>市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）</li><li>市場区分の変更申請のための有価証券報告書（IIの部）</li><li>（貴社の）諸規則集の写し</li><li>主要な事業活動の前提となる事項に係る書面</li><li>株券等の分布状況表</li><li>市場区分の変更申請に係る宣誓書 ☆</li><li>反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（本紙）☆</li><li>反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（別添個人法人リスト）の確定版</li></ul>	⇒直近の有価証券報告書に準じた書類 ⇒8ページに詳細、9ページ記載の資料を添付

※ ☆印は、必ず書面でご提出いただく書類です。☆印のない書類はデータにより提出することができます。

※ 一部の申請書類には、フォーマットや記載要領があります。[当取引所HP](#)からご参照ください。

## ②申請書類の準備（Ⅱの部について）

- 申請書類のうち、最も作業負担が大きい書類は、「**市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）**」です。
  - ※ Ⅱの部は、企業グループの概況、事業内容、内部管理の状況等について、審査担当者が網羅的に把握するためにご作成いただく書類です（対外的に公表されません）。
- ただし、**効率的な審査が可能な場合、記載の一部省略が可能**です。赤色の網掛けの項目のみご作成ください。（[当取引所HP](#)に、効率的な審査が可能な場合における「Ⅱの部記載要領」を掲載しておりますので、作成の際にご確認ください。）

### <Ⅱの部記載項目>

項目	記載	項目	記載
I. 申請理由について	必須	VI. 経理・財務の状況について	省略可
II. 企業グループの概況について	必須	VII. 予算統制等について	省略可
III. 事業の概況について	必須	VIII. 過年度の業績等について	必須
IV. 経営管理体制等について	※	IX. 今後の見通しについて	必須
V. 株式等の状況について	省略可	X. その他について	省略可

※ 「企業内容の開示の適正性」の審査が必要と判断された場合、記載が必要です。（16ページ参照）

## ②申請書類の準備（Ⅱの部の添付書類について）



- Ⅱの部には、所定の書類を添付いただきます。
- ただし、効率的な審査が可能な場合、Ⅱの部の添付書類も一部省略が可能です。赤色の網掛けの資料のみ提出ください。

### <Ⅱの部添付書類>

項目	提出	項目	提出
(1) 影響度20%以上の連結子会社の計算書類	必須	(11)年度予算計画書、中期経営計画書及び計画策定に際して使用した一連の社内資料の写し	必須
(2) (訂正がある場合) 有報の訂正届出書等	必須	(12)経営上の重要な契約の写し	必須
(3)有価証券報告書に記載の連結財務諸表の写し	必須	(13)カタログ、パンフレット、会社案内等	必須
(4)最近5年間の連結財務諸表及び財務諸表	必須	(14)最近5年間の監査報告書、四半期レビュー報告書	必須
(5)取締役会議事録の写し	省略可	(15)コーポレート・ガバナンス報告書のドラフト	必須
(6)監査役会議事録の写し	省略可	(16)覗き見対応の社内規程・マニュアル等	※
(7)監査役監査に係る資料の写し	省略可	(17)事務フロー	省略可
(8)内部監査に係る資料の写し	省略可	(18)最近3回分の重要な会議体の議事録（経営会議等）	省略可
(9)法人税申告書及び添付の勘定科目内訳明細書の写し	必須	(19)最近1年間の内部統制報告書の写し	必須
(10)月次業績管理資料の写し	必須		

※「企業内容の開示の適正性」の審査が必要と判断された場合、提出が必要です。（16ページ参照）

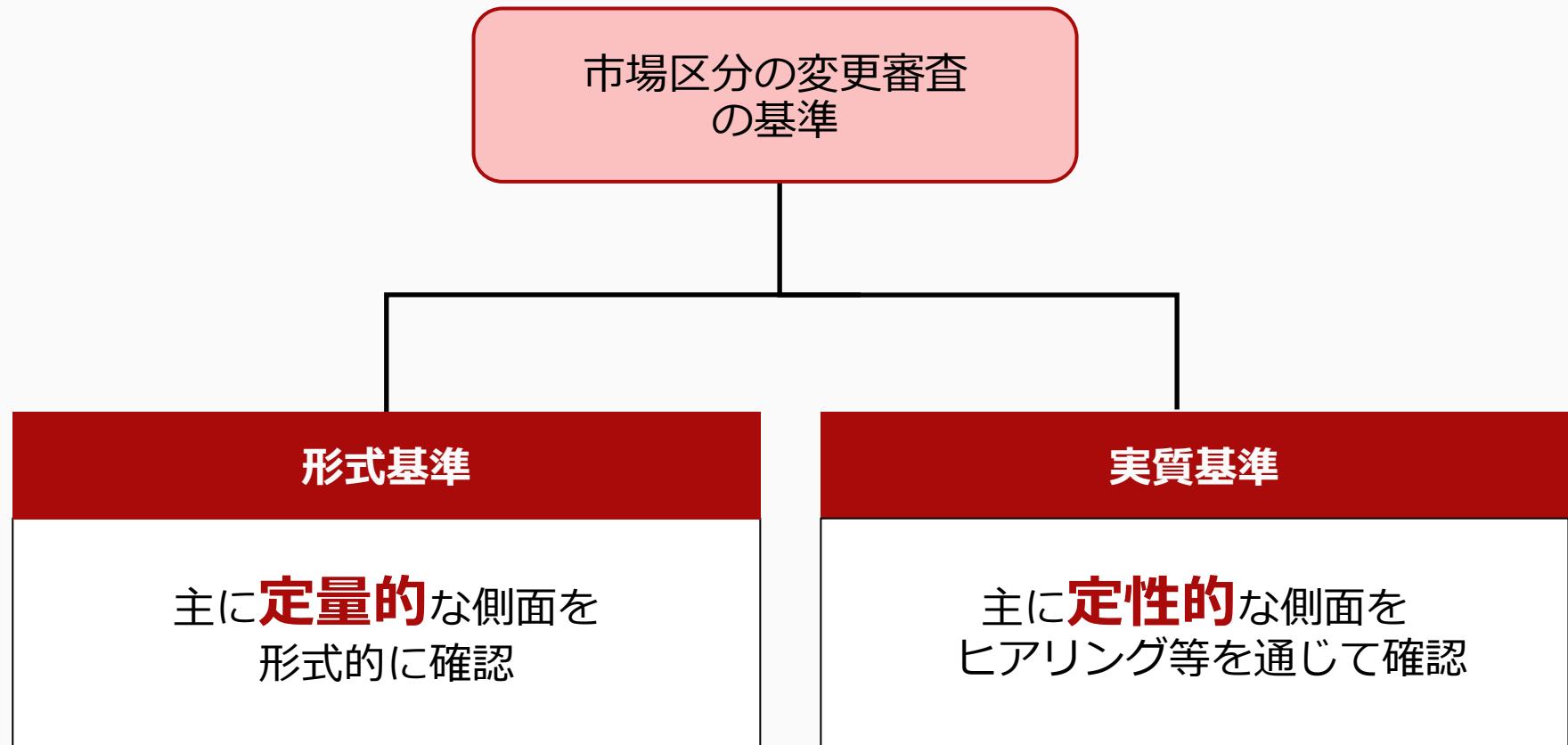
### ③市場区分の変更審査

	効率的な審査の場合 (申請から承認まで1か月)	一般的な審査の場合 (申請から承認まで2~3か月)
エントリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日の2週間前に上場推進部(ipo@jpx.co.jp)にエントリーシートをご送付ください。</li> <li>※ ご希望のスケジュール（申請日・承認日・変更日など）等をご記入のうえ、ご送付ください。</li> <li>※ エントリーシートのフォームは相談窓口の連絡時にご提供いたします。</li> </ul>	
事前確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日の約1週間前に、対面又はオンラインで面談を実施します。</li> <li>審査担当者から、審査スケジュールや、申請書類等の提出方法をご案内します。また、申請日当日に面談を実施しない場合、貴社の事業概要等について簡単な質疑応答を行う可能性があります。</li> </ul>	
申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として面談は行いません。</li> <li>申請日当日に向けて書類をご提出ください（書面の書類は郵送）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日当日に対面又はオンラインで面談を実施します。</li> <li>貴社から申請書類をご提出いただきます（オンラインの場合、書面の書類は郵送）。</li> <li>貴社から事業概要等についてご説明いただき、簡単な質疑応答を行います。</li> </ul>
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として実施しません。ただし、個別の状況に応じて実施する可能性がありますのでご留意ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査担当者から送付の質問事項に基づき、期日までに回答書を作成しご提出ください。後日、対面又はオンラインで、回答書に基づきヒアリングを実施します。 (このプロセスを通常2回実施します。)</li> <li>必要に応じて事業所などへの実査や役員面談を実施します。</li> </ul>
承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認後に公募・売出し等を実施しない場合、変更日の1週間前に公表します。</li> </ul>	
市場区分の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴社のご希望に応じて上場セレモニーを実施することが可能です（開催日時の調整はできませんのであらかじめご了承ください）。</li> </ul>	

- ※ 事前確認・変更申請・ヒアリングの実施方法（対面／オンライン）に関するご要望は、エントリーシートにご記入いただくか、エントリー後に審査担当者にご相談ください。
- ※ 事前確認・変更申請・ヒアリングの応対者について、必ずしも社長・役員の方のご出席をお願いするものではありませんが、ご質問に責任をもってご回答いただける方にご出席いただきますようお願いいたします。

## 2. 審査基準

- 市場区分の変更審査の基準は「形式基準」、「実質基準」の2つから構成されています。



# スタンダード市場の形式基準（抜粋）



- 市場区分の変更には下表の**形式基準を全て満たす必要**があり、その算出方法等は**上場維持基準と一部異なります**。

項目	基準	算出方法等
株主数	400人以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>直前の基準日等</u>に1単位以上所有する株主数</li></ul>
流通株式数	2千単位	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>直前の基準日等</u>の発行済株式総数から流通性の乏しい株券等の数を合算した数を減じた数</li></ul>
流通株式時価総額	10億円以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ (公募・売出しを実施しない場合) 「流通株式数」に「<u>上場承認日の2営業日前の日以前1か月間における最低価格</u>」を乗じて算出</li></ul>
流通株式比率	25%以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「流通株式数」を発行済株式総数で除して算出</li></ul>
純資産	正	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 直近の<u>有価証券報告書に記載された直前期（基準事業年度）の数値</u>により判定（半期報告書を提出している会社については、直前中間会計期間の末日における数値）</li></ul>

※ この他、「虚偽記載又は不適正意見等」、「合併等の実施の見込み」等の形式基準が設けられています。詳細は、[当取引所HP](#)に掲載している新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅱ 形式要件」をご参照ください。

※ 従来は、利益の額に関する基準を設けていましたが、2025年12月の制度改正により、市場区分の変更時には当該基準を適用しないこととしています。

- 実質基準は以下の5つの項目から構成されますが、上場会社としての実績を踏まえて効率的な審査が可能な場合には、「企業の継続性及び収益性」のうち「継続性」の観点を中心に審査し、②～⑤は適合しているものとして扱います。

## <スタンダード市場の実質基準>

基準の内容	
①企業の継続性及び収益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的に事業を営み、かつ、安定的な事業基盤を有していること (主な審査観点)           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること (収益性)</li> <li>➢ 経営活動が安定かつ継続的に遂行することができる状況にあると認められること (継続性)</li> </ul> </li> </ul>
②企業経営の健全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を公正かつ忠実に遂行していること</li> </ul>
③企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること</li> </ul>
④企業内容等の開示の適正性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること</li> </ul>
⑤その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	-

※ 実質基準の詳細については新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）の「Ⅲ 上場審査の内容」をご参照ください。

※ 効率的な審査においても、必要に応じて②～⑤の内容についてヒアリングや回答を求める場合があります。

## ＜審査のポイント＞

経営活動が安定かつ継続的に  
遂行することができる状況にあると認められること

- 企業グループの**経営活動が、市場区分の変更後も安定的に行われるかどうか**を確認するため、主に以下のポイントについて審査を行います。
  - 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が監査報告書等に記載されていないか※ 直近の監査報告書等に記載されている場合には、市場区分の変更承認までに提出される期中レビュー報告書等において当該事項に係る記載がなくなる等、継続企業の前提に関して重要な不確実性が認められなくなることを確認
  - 今後2年間の資金計画等の状況から、事業計画の遂行に必要な資金が不足し、事業継続が困難な状況に陥ることが想定される状況にないか、債務超過に陥る可能性がないか

# 参考：効率的な審査が適用されない場合

- 過去5年間に実効性の確保に係る措置（特別注意銘柄への指定等）を受けている場合や、グロース市場上場から3年以内の場合等については、効率的な審査が適用されず、審査期間は2か月又は3か月以上となります。

	重点的に確認する実質基準	IIの部	一般的な審査期間
過去5年に実効性の確保に係る措置、その他上場管理上の措置を受けている会社	<ul style="list-style-type: none"><li>■企業の継続性及び収益性（継続性中心）</li><li>■企業経営の健全性</li><li>■企業のCG及び内部管理体制の有効性</li><li>■企業内容の開示の適正性</li><li>■その他公益又は投資者保護</li></ul>	省略不可	3か月
(特別注意銘柄、宣誓書違反による再審査に係る猶予期間中の会社)	<ul style="list-style-type: none"><li>■企業の継続性及び収益性</li><li>■企業経営の健全性</li><li>■企業のCG及び内部管理体制の有効性</li><li>■企業内容の開示の適正性</li><li>■その他公益又は投資者保護</li></ul>	省略不可	3か月
過去5年間に開示に関する注意を受けた会社のうち、審査において確認が必要と考えられる会社	<ul style="list-style-type: none"><li>■企業の継続性及び収益性（継続性中心）</li><li>■企業内容の開示の適正性</li></ul>	省略可 ※業績面・開示体制を記載	2か月
上記以外の会社	<b>効率的な審査</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■企業の継続性及び収益性（継続性中心）</li></ul>	省略可 ※業績面を記載
(グロース市場上場から3年以内の会社)	<ul style="list-style-type: none"><li>■企業の継続性及び収益性（継続性中心）</li><li>■企業のCG及び内部管理体制の有効性</li></ul> <p>※上場後の変更点を中心に審査</p>	省略不可	2か月

### 3. よくあるご質問

# よくあるご質問①（市場区分の変更手続きの流れ）



- **スタンダード市場への市場区分の変更申請を行うかどうかはまだ決まっていませんが、効率的な審査が可能か照会することはできますか。**
  - 照会可能です。その時点での開示実績等から想定される審査内容について、確認し回答いたします。また、制度や手続きに関する個別相談も承っておりますので、お気軽にお問合せください。
- **当社は、効率的な審査が可能との判定を受けていますが、その判定結果はいつまで有効ですか。**
  - 明確な有効期間はありませんが、判定後に上場管理上の措置や開示に関する注意を受けた場合には判定内容が変わる可能性があります。再判定も可能ですので、判定から一定期間が空いた場合等は、お気軽にお問合せください。
- **新規上場の際には、取引所審査に先立って主幹事証券会社による審査（上場適格性調査）を受けましたが、市場区分の変更の際にも受ける必要がありますか。**
  - スタンダード市場への市場区分の変更の際には、主幹事証券会社による審査（上場適格性調査）は任意であり、上場会社単独で準備・申請を行うことも可能です。
  - 上場適格性調査を受けないことが、取引所の審査上の判断において不利に働くことはありません。ただし、証券会社による審査を受けている場合に比べて、審査期間（一般的には2か月）が長くなる可能性もありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。
  - なお、他社の状況については、[当取引所HP](#)をご参照ください。（「幹事取引参加者」の欄に証券会社名がある場合、証券会社による審査が行われています。）
- **Ⅱの部作成やその他提出書類等の準備を依頼できる機関はありますか。**
  - 市場区分の変更を準備している会社の中には、証券印刷会社やIPOコンサル等を活用しているケースも見られます。

# よくあるご質問②（市場区分の変更手続きの流れ）

- 市場区分の変更の承認までに形式基準を満たす見込みがあるのですが、申請時点で満たしていない場合、申請を行うことはできませんか。

- 「申請」を行うためには、原則として申請時点で形式要件を全て満たしている必要がありますが<sup>(※)</sup>、承認までに満たす見込みがある場合には、「予備申請」を行うことで、実質審査を進めることができます。  
(形式要件を全て満たした時点で、正式に申請（本申請）を行っていただきます。)
  - ※ ただし、株主数・流通株式関係の形式基準のみを満たしていない場合は、当初から申請（本申請）を行っていただければ構いません。（予備申請は不要です。）
- 予備申請を活用する場合、遅くとも改善期間の末日までには、予備申請を行っていただきますよう、お願いいたします。予備申請が行われていれば、改善期間が終了したとしても、監理銘柄（審査中）に指定のうえ、審査を継続します。
- 予備申請にあたっての申請書類は、原則として一般的な申請を行う場合と同じですが、詳細は相談窓口からご案内いたします。相談時に、予備申請の活用を検討している旨をお伝えください。

- 上場維持基準に適合していない状況において、市場区分の変更申請を行ったときに、適時開示は必要ですか。

- 上場維持基準に適合していない状況<sup>(※)</sup>において、市場区分の変更申請を行ったときに、適時開示は必須ではありません。
  - ※ 上場維持基準に適合しない状態となり、「上場維持基準への適合に向けた計画」又は「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」（以下「適合計画」といいます。）を開示している状況をいいます。
- ただし、開示済の適合計画において、市場区分の変更申請を検討している旨を記載していない場合には、適合計画の変更開示（市場区分の変更の検討状況の追記）を行ってください。
- なお、市場区分の変更申請が承認された際には、適合計画を取り下げる旨の適時開示が必要となります。

# よくあるご質問③（市場区分の変更手続きの流れ）



## ● 市場区分の変更申請後に、現市場区分の上場維持基準の充足が確認できた場合、市場区分の変更を取りやめることはできますか。

- 上場維持基準の充足が確認できた場合、申請を取り下げる現市場区分の上場を継続することもできます。審査を進めた上で、上場維持基準の充足状況を見極めることも可能ですので、余裕をもったスケジュールで申請を行うことをお勧めします。
- ただし、以下の点にご留意いただきますよう、お願ひいたします。
  - ・ 承認後の取下げは、株主・投資者等を混乱させことになるため、原則として承認前の時点で市場区分の変更を行うかどうかの最終的なご判断を行っていただくこととしております。
  - ・ 審査を再開する際には、中断期間の業績確認等を行った上で審査判断を行うこととなり、一定の期間を要するため、早めに審査担当者にご相談ください。
  - ・ 市場区分の変更申請の効力は申請から1年間（予備申請を行っている場合は予備申請から1年間）です。1年間が経過した場合には、改めて申請を行う必要があります。

## ● スタンダード市場への市場区分の変更に関して、必要な費用を教えてください。

- 市場区分の変更審査料として、300万円をお支払いいただきます。（予備申請を行う場合には、予備申請にあたり同額をお支払いいただきます。）
- 加えて、市場区分の変更を行う際に、市場区分変更料として以下の金額をお支払いいただきます。

類型	市場区分変更料
2022年4月3日時点で上場していた会社	市場第一部の上場会社
	JASDAQの上場会社
	マザーズの上場会社
2022年4月4日以降に上場した会社	800万円から上場時の上場手数料等を控除した金額

- **直前の基準日時点で株主数や流通株式時価総額等が充足していませんが、ファイナンスの実施により基準を満たすことは可能でしょうか。**
  - 可能です。市場区分の変更前に実施する公募又は売出し、もしくは数量制限付分売による株主数等の増加を勘案して判定します。ファイナンスの実施には証券会社のサポートが必要ですので、検討する場合には早めに証券会社にご相談ください。
- **先行投資により赤字決算が継続しており、当面は黒字化の見通しがありません。「企業の継続性」の実質審査では、どのように取り扱われますか。**
  - 15ページに記載の審査のポイントに沿って確認を行うため、赤字決算が継続している状況が一律で問題となる訳ではありません。
  - 赤字決算が継続している場合、事業計画の遂行に必要な資金を外部から調達できることが、事業継続の前提となるため、今後2年間の資金計画等の状況について、より詳細な確認を行います。

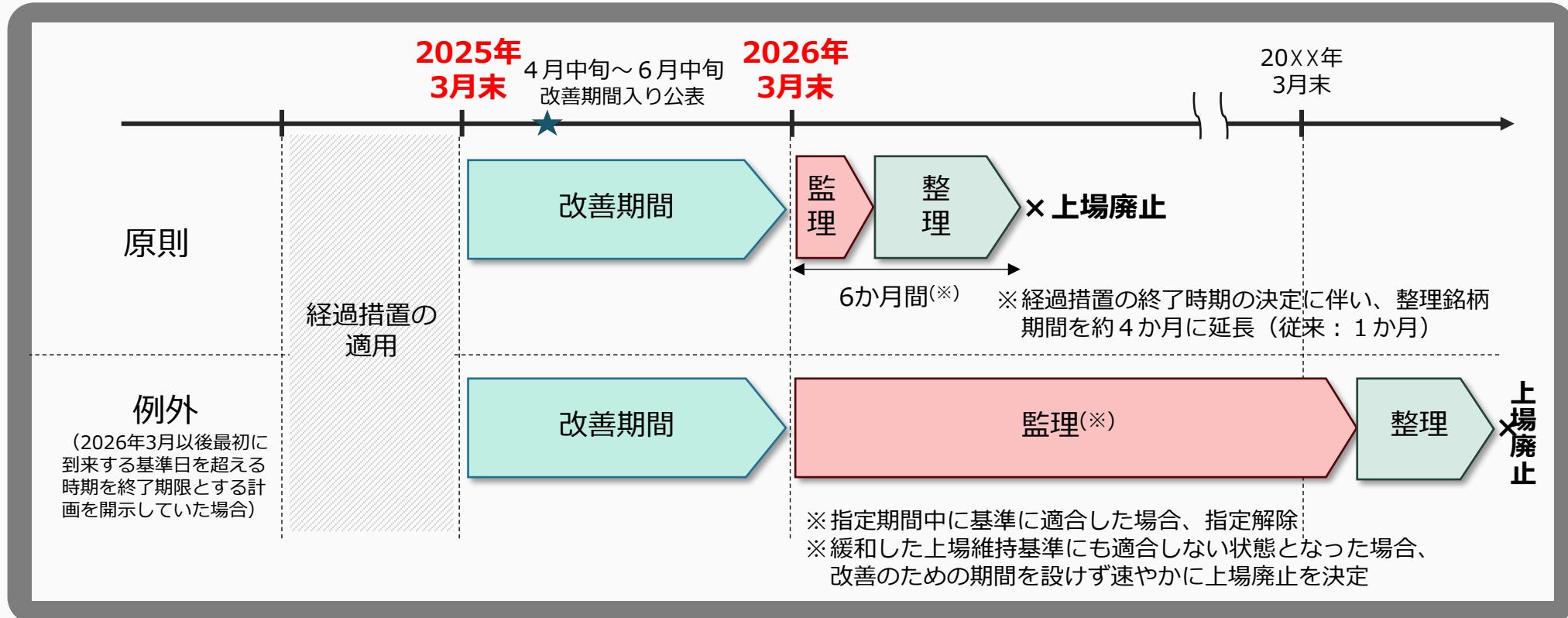
- グロース市場からスタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたり、コーポレートガバナンス・コードの全原則適用に向けた対応はどのように進めれば良いでしょうか。
  - スタンダード市場の上場会社には、コーポレートガバナンス・コードの全原則が適用されます。
  - 全原則適用に伴う実務対応については、[当取引所HP](#)に掲載している資料「コーポレートガバナンス・コードの全原則適用に係る対応について」でご案内していますので、ぜひご確認ください。
- グロース市場からスタンダード市場への市場区分の変更を行うにあたり、「資本コストや株価を意識した経営の実現」に向けた対応を行う必要はありますか。
  - 当取引所は2023年3月31日に、プライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象として、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について要請しています。グロース市場から市場区分の変更を行った場合にも、投資者の期待を踏まえ、積極的な対応をご検討ください。
  - 要請の趣旨や、対応のポイント・事例などについては、[当取引所HP](#)でご案内していますので、ぜひご確認ください。

# 参考：経過措置終了のスケジュール

## ◆ 2025年3月、上場維持基準に関する経過措置が終了

- ▶ 本年3月1日以後に到来する基準日から、本来の上場維持基準を適用
- ▶ 上場維持基準に適合していない場合は、原則1年間（売買高基準は6か月間）の改善期間入り
- ▶ 改善期間内に基準に適合しなかった場合は、原則6か月間の監理・整理銘柄期間を経て上場廃止

### <3ヶ月期決算会社の日程例>



※ 経過措置の終了に関する最新の情報については、[当取引所HP](#)をご参照ください。

バージョン	作成日	主な更新内容
ver.1	2025年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>初版作成</li> </ul>
Ver.2	2025年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備申請について記載</li> <li>市場区分変更基準の見直しについて記載</li> <li>よくある質問について集約・更新</li> <li>その他、字句修正等</li> </ul>
Ver.3	2025年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年12月の制度改正を踏まえて審査手続き・審査基準に関する記載を更新（5、10、13～16、21ページ）</li> <li>よくあるお問い合わせを踏まえて申請書類に関する記載を更新（7～9ページ）</li> <li>その他、字句修正等</li> </ul>
Ver.3.1	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な字句修正等</li> </ul>